

大島町災害廃棄物処理実施計画 (東京都受託分)

平成 25 年 12 月

東 京 都 環 境 局

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 1.1 目 的 | 1 |
| 1.2 計画の位置付け | 1 |
| 1.3 災害廃棄物等処理方針 | 1 |
| 1.4 災害廃棄物等の分類、処理方法及び処理見込量 | 2 |
| 1.5 島外処理に係る事務の委託 | 3 |
| 1.6 災害廃棄物の搬出計画と処理期限 | 5 |
| 第2章 処理計画 | 6 |
| 2.1 処理方針 | 6 |
| 2.2 運搬・輸送計画 | 7 |
| 2.3 処分計画及び受入基準 | 8 |
| 2.4 作業計画 | 11 |
| 第3章 実施スケジュール | 16 |
| 3.1 実施スケジュール策定上の留意点 | 16 |
| 3.2 実施スケジュール | 16 |
| 3.3 計画の見直し | 16 |

第 1 章 計画の基本的事項

1.1 目的

平成 25 年 10 月 16 日の台風第 26 号に伴う記録的豪雨により、大島町元町地区を中心に大島島内各所が斜面崩壊等による多大な被害を被った。元町地区では土石流によって膨大な量の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂（以下「災害廃棄物等」という。）が発生しており、今後の復旧・復興に向けた取組の支障となっている状況にある。

大島町では、平成 25 年 12 月 5 日「大島町災害廃棄物等処理計画」を策定し、計画的に処理を実施していくこととしている。本計画は、都が大島町より受託した島外処理事業（後述）について、迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

1.2 計画の位置付け

本計画は、都が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に規定する事務委託により大島町から受託した事業（後述）の範囲を対象に、大島町が策定した「大島町災害廃棄物等処理計画」に準拠し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものである。

大島町は、今後、災害廃棄物等の発生量等を見直し、「大島町災害廃棄物等処理計画」の改定を行うとしており、本計画も必要に応じて改定を行うものとする。

1.3 災害廃棄物等処理方針

大島町は、災害廃棄物等の処理方針を次のように定めている。

災害廃棄物等処理方針

町民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。

災害廃棄物等は、できる限り島内で全ての処理を行う。島内で処理を行うことができない災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行い、島外でその後の処理を行う。

災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。

島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者へ委託して行う。

災害廃棄物の島外への運搬は、大島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。

災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。

災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

（平成 25 年 11 月 14 日大島町決定）

1.4 災害廃棄物等の分類、処理方法及び処理見込量

大島町は、平成 25 年 11 月 1 日に発生量の推計値（110,000 トン）を速報値として公表した。また、大島町の計画では、この推計値と過去の災害廃棄物の組成原単位等によって、種類別の推計量を算定し、暫定的な処理見込量として取り扱っている。本計画でも同様とする。

さらに、大島町における一般廃棄物の年間処理量（約 3,300 トン）等を考慮すると、災害廃棄物等の処理見込量の総量（110,000 トン）が膨大であることから、これら全量を島内で処理することは困難である。よって、大島町の計画では、このうち、流木等の木くずや建設混合廃棄物などは島外処理の対象とし、その量を合計 33,000 トンと見込んでいる。

表 1 - 1 災害廃棄物等処理見込量（太字部分が、島外処理の対象）

| 項目 | 具体例 | 処理方法 | 処理見込量 (トン) |
|------------------|--|---------|---------------|
| 廃畳・布団等 | 浸水被害等を受けた廃畳、布団など | 島外処理 | 200 |
| 安定埋立品目 | 廃プラスチック、ガラス・陶磁器くず | 島内処分 | 200 |
| 廃自動車・廃家電 | 家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン）、自動車、石油ストーブなど | 島内業者等引取 | 400 |
| 金属 | 解体家屋からの金属製建具、家具等 | 島内業者引取 | (50) |
| 建設混合廃棄物 | 上記に含まれない被災家屋廃材・廃家具などの可燃系の混合物 | 島外処理 | 4,400 |
| コンクリートがら | コンクリート | 島内利用 | 2,800 |
| 木くず | 流木等（木質系の粗大ごみ（約 200 トン）を含む。） | 島内処理・利用 | 3,000 |
| | | 島外処理 | 28,400 |
| 土砂 | 市街地に流入し廃棄物と混在している堆積土砂、泥状物など | 島内利用 | 71,000 |
| 合 計（廃自動車・廃家電を除く） | | | 110,000 |
| うち、島外処理対象合計 | | | 33,000 |

括弧書きの数値は、分別等により回収を見込む内数

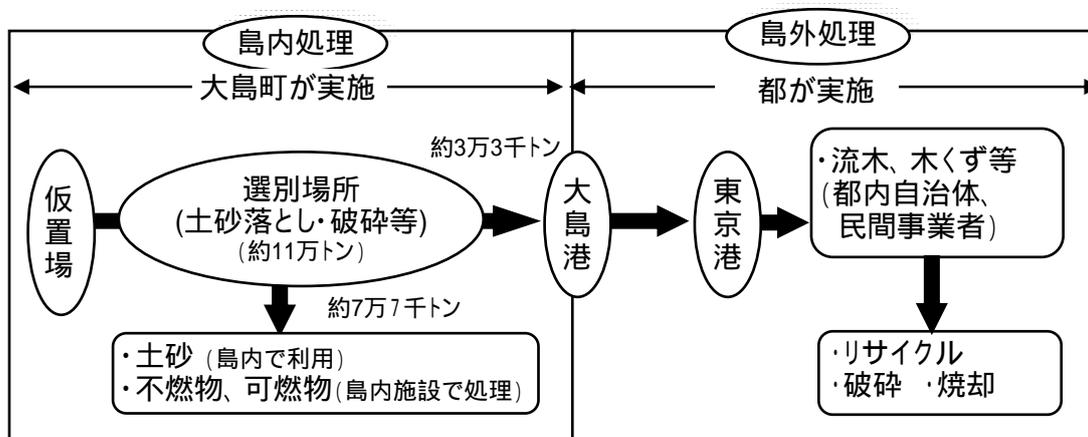
1.5 島外処理に係る事務の委託

大島町は、島内における処理の事務だけでも莫大で、島外処理の事務に対応できる状況にないことから、平成 25 年 11 月 6 日に、島内処理が困難な災害廃棄物の処理について、東日本大震災での広域処理のノウハウを持つ都へ支援要請を行った（5 ページ記載）。

その後、都と大島町は、協議を行い、地方自治法第 252 条の 14 に基づき、「災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約」（平成 25 年 12 月 2 日施行。以下「規約」という。）（6 ページ記載）を定め、都は島外処理に係る事務を大島町から受託した。

これにより、災害廃棄物処理のうち、大島町は島内処理、都は島外処理を実施していくものである。

なお、平成 25 年 11 月 14 日大島町決定「災害廃棄物等処理方針」（3 ページ記載）については、都が実施する島外での災害廃棄物の処理事業についても適用される。



大島町及び東京都における災害廃棄物処理計画の役割分担

大島町から東京都への支援要請「災害支援に対するお願いについて」

(平成 25 年 11 月 6 日)

平成 25 年 10 月 16 日に発生しました土砂災害は、島内北部地区に甚大な土砂災害をもたらしました。私どもは、一日も早い災害地の復旧、復興に向けて全力で取り組んでいるところであります。

さて、土砂災害により被災住宅から畳及び粗大ごみや、全壊等の家屋を解体するときに発生する建築廃材、また、市街地に流入した流木等の災害廃棄物が約 30,000 トン（推計量）排出されることが見込まれます。本町の焼却処理している一般廃棄物は年間約 3,300 トンであり、町内で年間処理する約 9 年分に相当しています。このうち、島内で処理が困難な災害廃棄物について、東京都のご支援を何卒、お願い申し上げます。

- 1 業務内容 災害廃棄物の島外処理・運搬

災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、大島町（以下「甲」という。）は、その事務として行う災害廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、平成二十五年台風第二十六号による土砂災害により生じたものをいう。）の処理のうち、大島町外での処分、当該処分のための大島町からの運搬その他これらに付随する処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

(経費の負担)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認められた場合は、その一部を負担することができる。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。

(収入の帰属)

第三条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入は、乙に帰属する。

(収入及び支出の経理)

第四条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の精算)

第五条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第六条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第七条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十五年十二月二日から施行する。

1.6 災害廃棄物の搬出計画と処理期限

災害廃棄物について、大島町が島内で必要な前処理等を行った後、都が計画的に島外へ搬出するが、その内訳は、表 1 - 2 のとおりである。

災害廃棄物の処理期限は、平成 26 年 12 月までとする。

なお、廃置・布団等及び建設混合廃棄物の集積場所は、市街地にあり、悪臭、粉じん等が発生しており、その解消に緊急を要する。そのため、平成 25 年 12 月中に、緊急対応として島外処理の先行実施を行う。本格的な島外処理の実施は平成 26 年 1 月以降とする。

表 1 - 2 島外搬出計画

| 島外搬出物の種類 | 搬出物の状態 | 搬出予定量(トン) |
|--------------|---------------|-----------|
| 廃置・布団等 | 原状のまま | 200 |
| 建設混合廃棄物 | 粗選別後 | 4,400 |
| 廃木材 | 枝葉、根の切落し等の処理後 | 21,000 |
| 可燃性廃棄物(木くず等) | 選別破碎後 | 7,400 |
| 合計 | | 33,000 |

| 項目 | 工程 | 平成25年度 | | | | | 平成26年度 | | | | | | | | |
|------|------------------|--------|-------------|---|---|---|--------|---|---|-----|----|----|---|---|---|
| | | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ... | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 島外処理 | 廃置・布団等 | | [緊急対応] ■ | ■ | | | | | | | | | | | |
| | 建設混合廃棄物 | | [緊急対応] ■ | ■ | | | | | | | | | | | |
| | 廃木材 | | | ■ | | | | | | | | | | | |
| | 可燃性廃棄物 (木くず等) | | | ■ | | | | | | | | | | | |

第2章 処理計画

2.1 処理方針

計画策定に当たり、大島町の処理方針を踏まえ、次のとおり処理方針を定める。

(1) 町の搬出計画に合わせた迅速な処理

大島島内においては広い平坦^{たん}地が少なく、仮置場に災害廃棄物を大量に保管することはできないことから、島内処理を含めた災害廃棄物の処理を円滑に進めるために、町が予定する搬出計画に合わせた迅速な処理を進める。

(2) リサイクルの推進と適正処理

大島町の処理方針に基づき、可能な限り災害廃棄物の再利用・再資源化に努めるものとし、島内処理及び島外処理を合わせて資源化率 90%以上を目標とする。

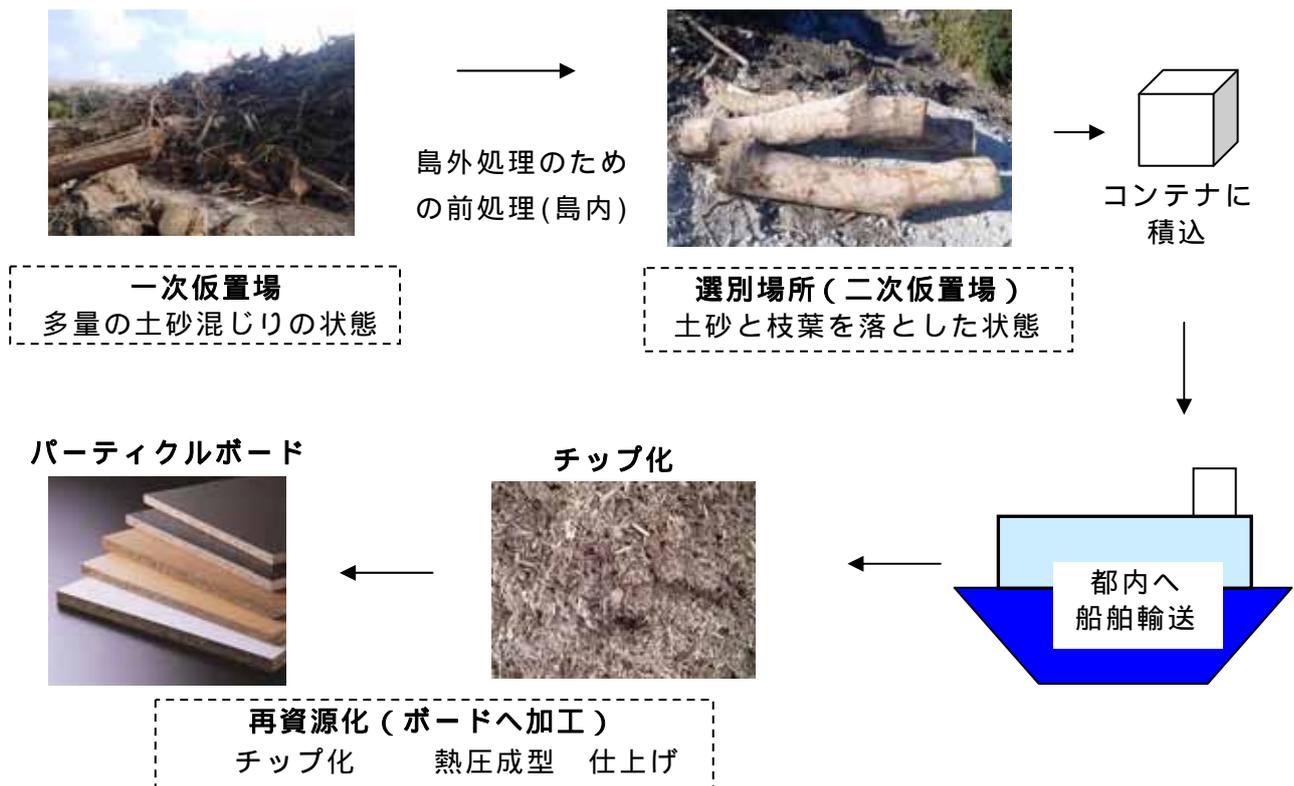
また、リサイクルできないものについては、減容化・無害化を目的とした焼却処理を実施するなど、適正処理を進める。

なお、処理業務の委託先は、関係法令の遵守はもちろんのこと、処分先の所在区市町村等の了承が得られることを条件とする。

(3) 経済性への配慮

大島町の処理方針に基づき、東京都受託事務の範疇^{ちゆう}においても適正価格での発注となるよう配慮し、災害廃棄物の処理に係る経費を削減する。なお、東京都所掌事業の概算費用として、運搬業務（海上運搬及び陸上運搬）約 24 億円、災害廃棄物処分約 11 億円の合計約 35 億円の事業費を見込んでいる。

< 流木からパーティクルボードへの再資源化の例 >



2.2 運搬・輸送計画

災害廃棄物の島外への搬送に当たっては、環境省が東日本大震災により発生した災害廃棄物の広域処理で利用した 12 フィート災害廃棄物専用コンテナ（

図 2 - 1 参照。以下単に「コンテナ」という。）を利用して密封性を保ったまま、地域海運業者の定期航路を利用した船舶輸送及び東京港から処理施設までの陸送を行う。なお、東京都と大島町の業務区分として、大島町は、大島港における船舶へのコンテナの積み込み及び積下ろしの荷役を行い、東京都は、災害廃棄物の海上輸送から中間処理、最終処分までを行う。

コンテナは、海上運搬用に吊り金具の取付け等の改造を施したもので、平成 25 年 12 月の先行実施分については、緊急に準備する必要があるため、東京都が手配等を行う。また、平成 26 年 1 月以降の本格実施からは、搬出計画に見合うコンテナの必要基数を、順次、大島町が準備する。

表 2 - 1 地域海運業者の運行条件

| 地域海運業者 | 定期航路 | | 運航頻度 |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|-------|
| | 大島港 | 東京港 | |
| 東海汽船株式会社 (伊豆七島海運株式会社) | 元町港 (大島町元町 1-18-3) | 辰巳埠頭 (江東区辰巳 3-30) | 週 6 回 |
| 新島物産株式会社 | 波浮港 (大島町波浮港 1) | 辰巳埠頭 (江東区辰巳 3-30) | 週 3 回 |

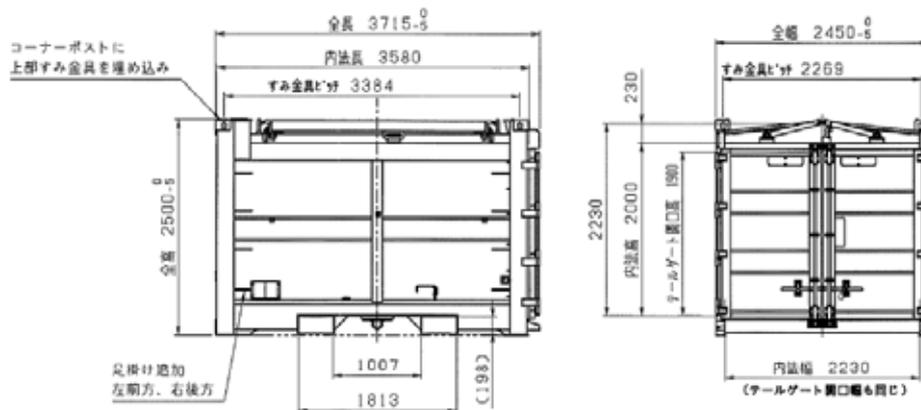


図 2 - 1 災害廃棄物専用コンテナ（鉄道・船舶併用型）



図 2 - 2 コンテナ (参考)

2.3 処分計画及び受入基準

2.3.1 処分計画

島外処分に係る災害廃棄物の種類ごとの処分計画は表 2 - 2 のとおりである。

表 2 - 2 処理・処分計画

| 災害廃棄物の種類 | 島内前処理 | 処理量 (トン) | 処分方法 | 処分先 | 備考 |
|---------------|------------|----------|---------|-----------------|-----------------|
| 廃畳・布団等 | 原状のまま | 200 | 破碎 (焼却) | 民間破碎施設 (民間焼却施設) | |
| 建設混合廃棄物 | 粗選別 | 4,400 | 破碎 (焼却) | 民間破碎施設 (民間焼却施設) | |
| 廃木材 | 枝葉、根の切落とし等 | 21,000 | 再資源化 | 民間リサイクル施設 | |
| 可燃性廃棄物 (木くず等) | 選別破碎 | 7,400 | 焼却 | 都内自治体清掃工場 | 流木の枝葉根、粗大ごみの破碎物 |

民間焼却施設は、熱回収を行う焼却施設とする。

上記処分先のうち、民間破碎施設、民間リサイクル施設の民間処分施設に関する基本的事項は次のとおりである。

< 民間処分施設に関する基本的事項 >

- 1 島外処理を行う大島町の災害廃棄物は、東京都が処理責任を有するため、東京都内に立地する民間処分施設とする。
- 2 地域海運業者の船舶が、辰巳埠頭(江東区辰巳 3-30)で荷役作業を行う午前 8 時頃から、午後 2 時頃までの約 6 時間の間に、災害廃棄物を効率的に運搬できる場所に立地する民間処分施設とする。

2.3.2 受入基準

島外処理を行う災害廃棄物について、災害廃棄物の種類ごとに、処分方法等に応じた受入基準を定める（下表に参考例を示す）。都は、この受入基準を整備するとともに、基準の適合判定を行う。

表 2 - 3 廃畳・布団等、建設混合廃棄物の受入基準（参考）

| 災害廃棄物の種類 | 受入対象 | 受入条件 | 形状・寸法の基準 |
|----------------|-----------|------------------------------|----------|
| 廃畳 （繊維類・布団） | 繊維くず | | 各辺 2m 以下 |
| | 廃プラスチック | | |
| 建設混合廃棄物 | 廃プラスチック | 合成ゴム、じゅうたん、カーペット類（純毛綿等は除く）は可 | |
| | 金属くず | | |
| | 木くず | | |
| | ガラス・陶磁器くず | | |

表 2 - 4 廃木材の受入基準（参考）

| 災害廃棄物の種類 | 受入対象 | 受入条件 | 形状・寸法の基準 |
|----------|---------|-----------------|--------------------------------|
| 廃木材 | 解体系廃木材 | 木質家具類及び家屋解体系廃木材 | 各辺 2m 以下 （チップ状及び繊維状のものは不可。） |
| | 流木系混合木材 | 木くず（流木） | |
| | 流木系直木材 | 木くず（流木） | |

・非鉄金属・大型金属（おおむね 100mm × 100mm 以上）が除去してあること。
・付着物（泥、土砂、小石等）が除去してあること。

・付着物（泥、土砂、小石等）が除去してあること。
・枝葉や根を切り落とし、直径 20 ~ 80cm で長さ 2.0m ~ 2.05m に切断した真っすぐな流木であること。

表 2 - 5 可燃性廃棄物（木くず等）の受入基準（参考）

| 災害廃棄物の種類 | 受入対象 | 受入基準 |
|--------------|--------------------------|---|
| 可燃性廃棄物（木くず等） | 木くず、廃プラスチック、繊維くず等の可燃性廃棄物 | 災害廃棄物の種類（表 2 - 6）及び災害廃棄物の形状・寸法の基準（表 2 - 7）のとおり。 |

表 2 - 6 可燃性廃棄物（木くず等）の種類（参考）

| 分類 | 種類 | 受入可否 | 備考 |
|--------|-------------|------|------------------------------|
| 可燃性廃棄物 | ちゅうがい 厨芥 | × | 長距離の搬送において、腐食及び悪臭が発生するため |
| | 紙くず | | |
| | 木くず | | |
| | 繊維くず | | |
| | 廃プラスチック | | 可燃性廃棄物全体における混入率が 14%（湿ベース）以内 |

表 2 - 7 可燃性廃棄物（木くず等）の形状・寸法の基準（参考）

| 形状・寸法 | |
|-------|--|
| 柱・棒状 | 長さ 50cm 以下、角・径 10cm 以下 |
| 板状 | 一辺の長さ 50cm 以下 |
| 箱形 | 対角線の長さ 50cm 以下 |
| 畳 | 一辺の長さ 45cm 以下（36cm 以下、一辺 50cm 以下に制限している工場もあり。） |

表 2 - 8 混入(受入)禁止物（参考）

| 混入(受入)禁止物 | |
|-----------|---|
| (1) | 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物 |
| (2) | 災害廃棄物のうち、次に掲げるもの |
| | 特別管理一般廃棄物に該当するもの |
| | ポリ塩化ビフェニールを含むもの |
| | 石綿を含むもの |
| | 火災の発生の原因となるおそれのあるもの |
| | 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの |
| | ふん尿 |
| | 動物の死体 |
| | 上記 から に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの |
| | 焼却不適物 |
| | その他処理施設の管理運営に支障をきたすおそれのあるもの |
| | 産業廃棄物 |

2.4 作業計画

2.4.1 災害廃棄物の船舶運搬業務

本業務は、大島港（元町港及び波浮港）から東京港までの船舶運搬を、大島町災害廃棄物等処理方針第5に従い、当該港との間に定期航路を定めている海運業者に委託して行う。
 なお、運搬には、コンテナ（12フィート）を使用する。

表 2 - 9 船舶運搬

| 大島港 | 東京港 | |
|-----------------------|--------------------------|----------------------|
| 取扱港 | 船舶・荷役 | 取扱港 |
| 元町港 （大島町元町 1-18-3） | 東海汽船株式会社 （伊豆七島海運株式会社） | 辰巳埠頭 （江東区辰巳 3-30） |
| 波浮港 （大島町波浮港 1） | 新島物産株式会社 | 辰巳埠頭 （江東区辰巳 3-30） |

船舶・荷役は、大島港と東京港との間に定期航路を定めている海運業者を記載した。

<海運業者の作業概要>

（1）大島港での作業（大島町が実施）

- ・ 大島港では、空コンテナを船上クレーン又は大島町が委託した荷役業者のラフテレーンクレーン等によって積下ろしする。
- ・ 災害廃棄物を積載したコンテナ（以下「実入コンテナ」という。）は、大島町が委託した荷役業者のラフテレーンクレーン等によって荷積みを行う。

（2）東京港での作業

- ・ 東京港では、空コンテナを積載したトラックからフォークリフトを使って積下ろしし、ラフテレーンクレーン等によって、船上に荷揚げを行う。
- ・ 実入コンテナは、ラフテレーンクレーン等によって船上から積下ろしする。また、積下ろしした実入コンテナは、フォークリフトを使って陸送業者のトラックに積載する。



【船舶荷役作業】



【フォークリフト】



【ラフテレーンクレーン】

2.4.2 災害廃棄物の陸送運搬業務

本業務は、コンテナを東京港から処理施設まで、専用のコンテナ車によって運搬する業務である。本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第4条第1号から第3号までに規定する基準を満たし、かつ、次に掲げる作業を行うことのできる車両によって運搬できる陸送業者に委託して行う。

< 陸送業者の作業概要 >

- ・ コンテナ車を、東京港辰巳埠頭まで回送し、実入コンテナを受け取る。
- ・ 実入コンテナを東京都が指定する処分施設まで運搬し、コンテナに積載された災害廃棄物をダンピングする。
- ・ 処分施設では、災害廃棄物の重量を台貫で計量する。
- ・ 空コンテナを東京港辰巳埠頭まで運搬し、海運業者に引き渡す。
- ・ 東京港辰巳埠頭における実入コンテナの積み込み及び積下ろしについては、東京都が指定する海運業者が行うものとし、東京都が指定した時間までに、東京都が指定した場所に、コンテナ車を到着させる。



【港でのコンテナ積下ろし作業風景(参考)】



【船舶へのコンテナ積み込み作業風景(参考)】



【コンテナ車計量作業風景(参考)】



【コンテナ車ダンピング作業風景(参考)】

2.4.3 災害廃棄物の処分業務

本業務は、大島町から船舶輸送した災害廃棄物を、都内の処分施設において処分するものである。災害廃棄物の処分に当たっては、東京都は都内自治体や民間の処分業者の協力を得て、破碎、焼却、再資源化等の処分を行う。なお、処分の委託に当たっては、廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する委託基準(以下「委託基準」という。)が適用される。

(1) 災害廃棄物の種類、量及び処分方法

災害廃棄物の種類別処分方法は、表 2 - 2 に示したとおりである。

(2) 処分業者に関する基本的事項

民間の処分業者の委託に際しては、委託基準が適用されることから、施行令第4条各号に照らし、表 2 - 10 にある基本的事項を満たす業者を選定する。

処分業者の選定に当たっては、公募を行い、提出された見積書と災害廃棄物の処分計画書によって、内容の審査を行う。

表 2 - 10 処分業者に関する基本的事項

| 基本的事項 |
|---|
| 処分業者の処分施設(以下この表において単に「処分施設」という。)が、一般廃棄物処理施設設置許可を取得又は産業廃棄物処理施設設置者の特例の届を提出済であること。 |
| 処理期間内に対象となる災害廃棄物の全量を確実に処理できる処分能力を有すること。 |
| コンテナ車に積載された災害廃棄物の重量を計量法に基づいて計量できること。 |
| 災害廃棄物の種類に応じて、表 2 - 11 に示す産業廃棄物の種類の許可を、全て取得していること [*] 。 |
| [*] 災害廃棄物の性状は、通常時に建物解体等で発生する産業廃棄物と同様であるため、処分施設についても要件とする。 |
| の災害廃棄物の種類に応じた産業廃棄物の種類について、処分の経験が1年以上あること。 |
| 都の一般廃棄物処理に係る事前通知が、処分施設の所在区市町村に期限内に受理されること ^{**} 。 |
| ^{**} 都は、処理残さ物の処分についても、処分先が所在する区市町村等との調整を実施する。 |

表 2 - 1 1 災害廃棄物の種類ごとに必要な産業廃棄物の許可品目

| 許可品目 | 災害廃棄物の種類 | | | |
|----------|----------|---------|-----|------------------|
| | 廃畳・布団等 | 建設混合廃棄物 | 廃木材 | 可燃性廃棄物 (木くず等) |
| 紙くず | | | | |
| 木くず | | | | |
| 繊維くず | | | | |
| 金属くず | | | | |
| ガラスくず等 | | | | |
| 廃プラスチック類 | | | | |

(3) 都内自治体への処分委託方法

- 期間：平成 26 年 1 月から同年 12 月まで
- 対象物：可燃性廃棄物（木くず等）

< 処分委託方法 >

可燃性廃棄物（木くず等）は都内の清掃工場に搬入する。搬入に際しては、事前に大島町から都内自治体へ処分の要請を行い、その要請を承諾した都内自治体に、東京都が災害廃棄物の処分業務を委託する。



【公共焼却施設ピット投入作業風景（参考）】

(4) 島外処理の先行実施（緊急搬出）

- 期間：平成 25 年 12 月まで
- 対象物：廃畳、布団等及び建設混合廃棄物

< 概要 >

火山博物館駐車場一次仮置場に集積している災害廃棄物は、東日本大震災で広域処理の実績がある、民間の処分業者に委託して処分を行う。



【 廃畳集積状況 】



【 布団等集積状況 】



【 混合廃棄物集積状況 】

(5) 本格実施

- 期間：平成 26 年 1 月から同年 12 月まで
- 対象物及び大島町からの搬出方法：表 2 - 1 2 のとおり

表 2 - 1 2 島外処理の対象物及び搬出方法

| 種類 | 性状 | 搬出方法 |
|--------------|----------------|------------------------|
| 廃畳・布団等 | 原状のまま | 一定程度集積した段階で搬出 |
| 建設混合廃棄物 | 粗選別後 | 家屋解体工事に応じて搬出 |
| 廃木材 | 枝葉、根の切落し等の前処理後 | 北部二次仮置場における前処理作業に応じて搬出 |
| 可燃性廃棄物（木くず等） | 選別破碎後 | |

< 概要 >

大島町からの規約第 7 条に基づく協議により、一定の期間ごとに処理を実施する災害廃棄物の種類及び量を定め、その都度、東京都は都内自治体又は民間の処分業者を選定し、災害廃棄物の処分を委託する。

第3章 実施スケジュール

3.1 実施スケジュール策定上の留意点

廃置・布団等及び建設混合廃棄物の集積場所については、市街地にあり、悪臭、粉じん等が発生しており、その解消に緊急を要する。そのため、平成25年12月中に、緊急対応として島外処理の先行実施を行う。本格的な島外処理の実施は平成26年1月以降とする。

3.2 実施スケジュール

都が行う災害廃棄物処理の実実施スケジュールは次のとおりとする。

| 項目 | 工程 | 平成25年度 | | | | | 平成26年度 | | | | | | | | | |
|------|------------------|--------|-------------|---|---|---|--------|---|---|-----|----|----|---|---|---|--|
| | | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ... | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 島外処理 | 廃置・布団等 | | [緊急対応] ■ | ■ | | | | | | | | | | | | |
| | 建設混合廃棄物 | | [緊急対応] ■ | ■ | | | | | | | | | | | | |
| | 廃木材 | | | ■ | | | | | | | | | | | | |
| | 可燃性廃棄物 (木くず等) | | | ■ | | | | | | | | | | | | |

3.3 計画の見直し

平成25年度末に、大島町災害廃棄物等処理計画の改定を受け、必要に応じて、本処理実施計画の見直しを行う。